

野田市養育者支援手当条例施行規則
の一部を改正する規則をここに公布す
る。

令和6年10月24日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第50号

野田市養育者支援手当条例施行規則の一部を改正する規則

野田市養育者支援手当条例施行規則（平成15年野田市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「額」を「額等」に改め、同条第1項中「及び第2項」を削り、同条第2項中「第2条の4第8項」を「第2条の4第7項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第7条第1項の規定による手当の支給の制限については、政令第2条の4第2項の規定を準用する。

附 則

この規則は、令和6年11月1日から施行する。